

# 沖縄県業務継続計画

(新型インフルエンザ等対策編)

令和8年3月改訂

沖縄県保健医療介護部地域保健課



<目 次>

1. 総則 .....	1
1.1 はじめに.....	1
1.2 感染症 BCP の目的.....	1
1.3 感染症 BCP の位置付け.....	1
1.4 感染症 BCP の対象範囲.....	2
2. 被害想定 .....	3
2.1 対象とする感染症 .....	3
2.2 発生段階.....	3
2.3 被害想定.....	4
3. 業務の仕分け.....	5
3.1 基本的な考え方（業務継続方針） .....	5
3.2 業務区分結果 .....	6
4. 感染対策 .....	7
4.1 基本的な感染対策 .....	7
4.2 県民等が来所する施設における感染対策.....	8
4.3 海外勤務する職員等への対応.....	9
4.4 業務を継続する場合の感染対策 .....	10
4.5 特定接種.....	11
5. 実施体制の確保.....	12
5.1 指揮命令システムの確保 .....	12
5.2 人員計画.....	12
5.3 サービス上の取扱い.....	15
5.4 基幹システムの維持 .....	15
5.5 物資及びサービスの確保.....	16
5.6 不特定多数の人が集まる施設の運営 .....	17
6. 維持・管理 .....	18
6.1 教育 .....	18
6.2 訓練.....	18
6.3 見直し.....	19

<資料編（別冊）>

資料1 不特定多数の人が集まる県有施設一覧

資料2 業務区分結果

資料3 課別の集計結果（業務数、必要職員数、応援職員数の想定）

資料4 調査票（業務区分及び県内対応期の必要職員数） ※紙媒体では割愛

資料5 各種様式

様式1 職員等情報シート

様式2 関係先との協議シート

様式3 全庁通達

様式4 問合せ記録票

様式5 備蓄品リスト

様式6 欠勤状況確認票

様式7 来訪者記録票

様式8 スキルマップ

様式9 交替勤務計画

## 1. 総則

---

### 1.1 はじめに

---

新型インフルエンザは、新たに人から人に感染する能力を有したウイルスを病原体とするインフルエンザである。毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う深刻な社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが存在する可能性がある（以下「新型インフルエンザ等」という）。

新型インフルエンザ等の流行時には、行政組織に限らず多くの組織で、本人のり患、家族の世話、看護等のため、従業員、職員の出勤率が大きく低下し、業務を行うことが困難となることが懸念されている。

### 1.2 感染症 BCP の目的

---

県は新型インフルエンザ等の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、県としての意思決定機能を維持し、最低限の県民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、市町村等関係機関、県民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行う事が求められる。

そのため、県がその機能を維持し、必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を定めるため、平成21年に「新型インフルエンザ発生に伴う沖縄県業務継続計画」（以下「感染症BCP」という）を策定している。

### 1.3 感染症 BCP の位置付け

---

県が平成25年に策定し、令和7年に改定した「沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という）は、準備期から、初動期、対応期に至る各段階に応じて、県、市町村、医療関係者、事業者、個人等がそれぞれ取り組むべき新型インフルエンザ等の対策を定めている。

感染症BCPは、県が、国内・県内感染期に人員等の資源が制約された状況下において、県民生活に必要な行政サービスを維持するため、継続する業務を特定するとともに、当該業務の実施を確保するために必要な事項を定めるものとなる。

また、県行動計画に基づき、県が国内・県内感染期に行う新型インフルエンザ等の対応業務（以下、「新型インフルエンザ等対応業務」という）は感染症BCPの中核となる。

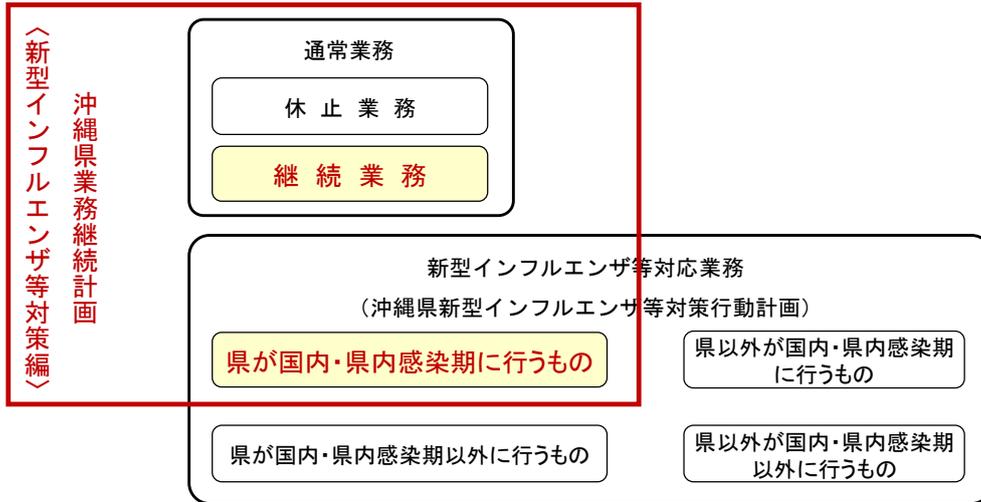


図 1.1 感染症 BCP の位置づけ

<参考> 新型インフルエンザ等対策に関連する条例・計画等

- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部条例
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策マニュアル

#### 1.4 感染症 BCP の対象範囲

感染症 B C P の対象範囲は、庁内全課及び出先機関とする。  
 警察本部、各病院は対象範囲外とする。



図 1.2 感染症 BCP の対象範囲

## 2. 被害想定

県行動計画等を踏まえ、感染症BCPの前提となる被害想定を設定する。

### 2.1 対象とする感染症

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ② 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから①、②と同様に社会的影響が大きなもの

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第2条第1項の「新型インフルエンザ等」の定義に基づく

### 2.2 発生段階

新型インフルエンザ等の発生段階は、表2.1のとおり、3段階に分類し、かつ対応期をさらに3段階に分類する。

その移行については、必要に応じて国と協議のうえ、新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」）において判断することになっている。

表 2.1 新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階	
準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	対応期①：県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
	対応期②：県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
	対応期③：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

出典：沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月改定）をもとに作成

## 2.3 被害想定

---

- 新型インフルエンザ等の流行が県民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、県行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、社会経済への影響の規模の目安として、職員の最大40%程度の欠勤が想定される。<sup>註1</sup>
- 県は、新型インフルエンザ等が発生した場合について、県行動計画に示されている感染症危機における有事のシナリオの考え方等を参考としながら、また、所管行政分野の関係者やリスクマネジメントの専門家の意見を聴きながら、所管業務に及ぼす影響をもれなく検討する。
- なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で予測することは難しい。実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要があるため、対応期を段階的に区切るかたちの想定を行う。
- また、職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定する必要がある。

---

註1 「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（令和6年9月27日改訂）を踏まえ、従業員の欠勤率を最大40%と想定している。

### 3. 業務の仕分け

#### 3.1 基本的な考え方（業務継続方針）

##### (1) 業務継続方針

新型インフルエンザ等が発生した場合には、県行動計画に基づいた対応及びその発生・流行に伴い対処するための「新型インフルエンザ等対応業務」が発生する。

通常業務は、可能な限り継続すべきであるが、職員や職員の家族の感染などによる欠勤、「新型インフルエンザ等対応業務」の実施等により、すべての通常業務を実施することは困難となる。

そこで、次のように業務継続方針を定める。

##### 【業務継続方針】

- 優先的に新型インフルエンザ等対応業務を実施する。
- 一般継続業務（住民生活に必要不可欠な業務）を継続する。
- 縮小業務並びに中断業務については、県において実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合、又は人員を新型インフルエンザ等対応業務並びに一般継続業務に投入する必要がある場合に、大幅に縮小又は中断する。
- 感染拡大につながる恐れのある業務を積極的に休止する。
- 新型インフルエンザ等症状のある職員に対して、病気休暇の取得や外出自粛を徹底させる。
- 新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者に該当する職員に対しては、特別休暇の取得や外出自粛を徹底させる。
- 新型インフルエンザ等対応業務や一般継続業務に関しては、職場における感染対策を徹底し、テレワークの活用も含めて勤務体制を工夫する。

##### (2) 業務区分の設定

業務継続方針に基づき、また、感染症BCPの実効性を確保するため、表 3.1 のとおり業務区分を設定する。

表 3.1 業務区分

業務区分	業務内容
S1: 新型インフルエンザ等対応業務（総括情報本部の業務）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県行動計画に基づき取り組む業務</li><li>・ 新型インフルエンザ等の発生に伴い、新規に発生し、又は業務量が増加する業務。</li><li>・ 上記の業務のうち、総括情報本部（主に地域保健課）で行う業務</li></ul>

S2：新型インフルエンザ等 対応業務（各課の業務）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県行動計画に基づき取り組む業務</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生に伴い、新規に発生し、又は業務量が増加する業務。</li> <li>・上記の業務のうち、各課で行う業務</li> </ul>
通常業務	A：一般継続業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生命を守り、最低限の県民生活の維持等に必要な業務であって、県内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難な業務。</li> <li>・環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も該当。</li> </ul>
	B：縮小業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完全に休止することができない業務であり、業務内容を縮小、または通常取扱方法を変更して継続する業務</li> </ul>
	C：中断業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延を防止する観点から、積極的に中止・延期することが望ましい業務</li> <li>・流行が収まるまで中断することが可能な業務</li> </ul>

### 3.2 業務区分結果

資料編〈別冊〉資料2「業務区分結果」参照。

## 4. 感染対策

基本的な感染対策、県民等が来所する施設における感染対策、業務を継続する場合の感染対策等を次のように定める。

### 4.1 基本的な感染対策

#### (1) 平時（準備期）における基本的な感染対策

平時における基本的な感染対策を表 4.1 に示す。県ホームページ、CORAL21、ポスター、館内放送等で職員への周知啓発を行うと共に、必要な備蓄を行う。

表 4.1 基本的な感染対策

感染対策	内容
1. 咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"><li>・咳やくしゃみの仕方</li><li>・咳やくしゃみ後の手洗い奨励</li><li>・使用したティッシュ等の捨て方</li></ul>
2. マスク着用 (咳等が続く場合)	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則、使い捨て（1枚/日程度）</li><li>・不織布製マスクの推奨</li><li>・ふた付き専用ゴミ箱の設置</li></ul>
3. 手洗い	<ul style="list-style-type: none"><li>・流水と石鹸／アルコール製剤による手洗い方法</li><li>・手洗いのタイミング（入庁後、帰宅後、不特定多数の者が触れるような場所に触れた時）</li><li>・手指消毒薬の設置箇所の検討</li></ul>
4. 換気	<ul style="list-style-type: none"><li>・窓開け換気</li></ul> ※二酸化炭素濃度測定器（CO2 センサー）を活用して必要な換気量が確保されているか確認する。

#### (2) 新型インフルエンザ等発生時（初動期～対応期）における感染対策

新型インフルエンザ等発生時においては、表 4.1 に示す基本的な感染対策に加えて、以下表 4.2 に示す感染対策について、国の基本的対処方針や国内・県内の感染状況を踏まえ、柔軟に行う必要がある。

表 4.2 新型インフルエンザ等発生時における感染対策

感染対策	内容
1. 健康状態の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員に出勤前の体温測定の義務付け</li><li>・欠勤した職員や同居者等の健康状態の確認</li></ul>

2. 対人距離	・マスク着用、対人距離の確保、入室制限、障壁の設置
3. 換気	・機械換気 ・障壁物が空気の流れを阻害していないか確認する。

## 4.2 県民等が来所する施設における感染対策

### (1) 平時（準備期）における県民等が来所する施設における感染対策

平時において、県民等が来所する施設（資料編（別冊）資料1「不特定多数の人が集まる県有施設一覧」参照）では、表4.1に示す基本的な感染対策に加えて表4.3に示す感染対策を行う。

表 4.3 県民等が来所する施設における感染対策

感染対策	内容
1. 来所者用の消毒薬の準備	・設置個所 ・必要感染症対策資材の備蓄
2. 清掃・消毒	・来所施設における清掃・消毒 - ふき取り掃除の場所（通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等） - 頻度（1日1回以上の実施）

### (2) 新型インフルエンザ等発生時（初動期～対応期）における感染対策

新型インフルエンザ等発生時において県民等が来所する施設では、表4.1、表4.2及び表4.3に示す感染対策に加え、表4.4に示す感染対策について、国の基本的対処方針や国内・県内の感染状況を踏まえ、柔軟に行う。

表 4.4 新型インフルエンザ等発生時の県民等が来所する施設における感染対策

感染対策	内容
1. 来所の制限	・住民等へ不要不急の来所自粛の呼びかけ
2. 施設出入口の制限	・施設出入口の制限を行う
3. 患者（発熱者）の入場防止のための検温	・検温計の設置 ・発熱している来所者を確認した際に対応できる体制の構築
4. 来所者立ち入り禁止区域及び動	・「来所者立入禁止区域」の設置 ・来所者と職員の動線の区分

線の区分	・上記について、来所者への案内
5. エレベーターの利用人数制限	・原則、エレベーターの利用人数を制限する
6. 駐車場・駐輪場の開設	・原則、県内感染期でも通常通り開設する
7. 各種申請・受付（相談）窓口の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、郵送、電子申請等の活用</li> <li>・段階的な受付（相談）窓口の絞り込み方針</li> <li>・臨時の受付（相談）窓口の設置（1階に設置等）</li> <li>・来所者への案内（立入禁止箇所案内）</li> </ul>
8. 清掃・消毒の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所施設における清掃・消毒の強化</li> <li>- ふき取り掃除の場所（通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等）</li> <li>- 頻度を増やす等</li> <li>・発症者の周辺も清掃・消毒できる体制の構築</li> </ul>
9. 施設で感染疑いのある者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等が声をかけて状況を確認する</li> <li>・来所者等の体調が悪い場合等、パーテーションで仕切った場所等に、個人防護具を装着した職員が、当該感染疑い者にマスクをつけさせた上で誘導する</li> <li>・感染疑い者の家族等に連絡を行う。</li> <li>・感染疑い者の居た場所周辺の清掃・消毒を行う</li> </ul>

#### 4.3 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外での勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

(1) 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。

(2) 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。

(3) 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討する。

#### 4.4 業務を継続する場合の感染対策

業務を継続する場合は、基本的な感染対策、県民等が来所する施設における感染対策に加え、**表 4.5** に示す業務を継続するための感染対策を行う。

表 4.5 業務を継続する場合の感染対策

感染対策	内容
1. 業務の絞り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般継続業務への重点化</li> <li>・外出、出張、会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する）</li> </ul>
2. 通勤方法の変更（ラッシュ時のモノレール・バス等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時差通勤制や早出遅出勤務の制度活用による時差出勤、自家用車（※）・自転車・徒歩等による出勤の検討</li> </ul> <p>※自家用車による通勤については、道路渋滞を引き起こす懸念があるので、実施については、道路混雑の状況を踏まえた上で選択すること。</p>
3. 勤務体制の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場内に同時にいる職員を減らす <ul style="list-style-type: none"> <li>- 時差出勤</li> <li>- 別の場所での勤務（空いている会議室での業務実施、テレワーク等）</li> <li>- 交替勤務（スプリットチーム制）</li> </ul> </li> </ul>
4.出張対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の出張は、中止も検討し、電話やメール、ビデオ会議の可能性も視野に入れる。</li> <li>・やむを得ず出張を行う場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。</li> </ul>
5. 県外勤務者の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務地の感染状況や公共機関での感染対策を踏まえ、業務の方法等を検討すること。</li> </ul>

#### 4.5 特定接種

---

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種」をいう。

新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務や、新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる県民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や危機管理に関する職務等に従事する公務員については、特定接種の対象となり得る。

ワクチンについては、副反応のおそれがあること、接種を行っても完全には感染を防ぐことができないため接種後にも感染対策を講じなければならないこと、また、発生状況に応じて、特定接種が行われない場合があることについて、本人に説明して同意を得ておく必要がある。

## 5. 実施体制の確保

---

### 5.1 指揮命令系統の確保

#### (1) 平時（準備期）における指揮命令系統の整備

・各課においては、業務上の意思決定者である管理職員<sup>註2</sup>が感染する場合も想定し、県の意思決定が滞ることがないようにする必要がある。沖縄県事務決裁規程等既存の行政規則等を踏まえた上で、当該管理職員が感染し、職務執行が難しくなった場合の代行者や意思決定の代替ルートを明確にするため平時より以下について、検討しておくこと。また、管理職員と代行者が同時に感染するリスクを低減するため、交代で勤務する等の方法についても検討すること。

#### <検討事項>

- ・職務を代行するタイミング（条件）、現状復帰するタイミング・代行対象とする職務の内容・権限の範囲
- ・代行予定者に対する事前の研修
- ・管理職員と代行予定者の情報共有（引き継ぎ等）の方法

#### (2) 新型インフルエンザ等発生時（初動期～対応期）における指揮命令系統の確保

・新型インフルエンザ等対応業務並びに一般継続業務に位置付けられた業務の課室レベルの責任者（業務継続計画の実施責任者。課室長等）は、その業務が確実かつ適切に実施されるよう責任を負う立場となるため、事前の準備段階も含め、主体的に行動すること。

・縮小・中断業務の課室レベルの責任者（業務継続計画の実施責任者。課室長等）は、発生時継続業務を行う部門に対する支援を通じ、その実施・継続に積極的に協力すること。

・新型インフルエンザ等対応業務並びに一般継続業務に携わる管理職員については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該管理職員の感染時には、平時より検討しておいた代行方法にて速やかに代理者に移行すること。

### 5.2 人員計画

---

業務継続に必要な人員を確保するための人員計画について、次のように基本的な方針を定める。

#### (1) 平時（準備期）における体制整備

- 沖縄県においては、本計画の内容について庁内で意思統一を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対応するため、知事を本部長とする県対策本部を設置する体制を整備するものとする。

---

<sup>註2</sup> 「管理職員」の範囲は、「管理職手当に関する規則」（昭和47年5月15日人事委員会規則第11号）別表に掲げる職を基本とする。

- 各課は、感染症BCPを踏まえ、課室・班単位で必要となる人員を確保するための人員計画を作成する。その際には、最大40%の欠勤率を想定し、新型インフルエンザ等対応業務の業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。また、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で、人員計画を作成する。

## (2) 新型インフルエンザ等発生時（初動期～対応期）における人員調整

- 国内外で新型インフルエンザ等が発生し、国において特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」）等が設置された場合、県行動計画により、直ちに県対策本部が設置される。
- 県対策本部（本部長：知事）は、国の基本的対処方針、国内及び県内の感染拡大状況、並びに各部の新型インフルエンザ等対策業務への対応状況を踏まえ、感染症BCPの発動を決定し、あらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。
- 各課は、職員の感染状況や出勤状況を把握し、新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に重点的に職員を配置することにより、業務の実施に必要な人員を確保するよう努める。
- 人員が不足した場合には、原則として次の順番で応援職員を配置する。
  - ①課内 → ②部内 → ③部間<sup>註3</sup>
- 課内の人員調整は、各課筆頭班（総務担当班）が行う。
- 部内の人員調整は、原則として各部内で対応することとし、各部主管課が行う。また、各部主管課は、各課の職員の出勤状況を把握し、対策本部に報告する。

各部内で対応できないと判断される場合は、「部間」の人員調整を行うこととし、県対策本部（総括情報班・人事班等）が行う。

## (3) 応援要請

- 各部の主管課は、部内で人員不足に対応できないと判断される場合には、速やかに必要人数、配置先、業務内容、専門性、期間等をもとに対策本部に応援要請し、協議を行う。
- 対策本部では、各部の出勤者数の状況を把握し、総括情報班が応援実施の優先順位付け等の調整を行う。人事班は調整結果を踏まえ、応援が可能な部、人員が不足する部と協議・調整を行う。
- 各保健所において人員不足が予見される場合は、上記の対策に加え、各保健所の要請に応じてIHEAT<sup>註4</sup>の活用を行う。

<sup>註3</sup> また、感染症BCPの対象範囲である知事部局及び出納事務局並びに教育庁、企業局、病院事業局（各病院を除く）、議会事務局、労働委員会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局を本感染症BCP中では、「新型インフルエンザ等対策本部運営要綱」（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の語法に倣い、「部」と称する。

<sup>註4</sup> IHEAT（Infectious disease Health Emergency System）：新興感染症等の発生及びまん延等の感染症健康危機が発生した場合において、外部の保健師等専門職から成るIHEAT要員が逼迫する保健所業務を支援する仕組み。

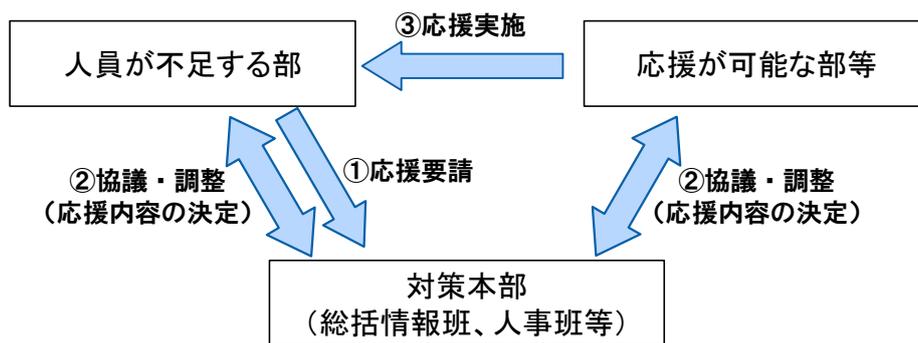


図 5.1 応援要請のイメージ

#### (4) 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、特措法第 25 条に基づき県対策本部は廃止される。その際に、県対策本部は、通常体制への段階的な移行を検討する。

### 5.3 服務上の取扱い

職員及びその家族等が、新型インフルエンザ等に感染又は感染した疑いがある場合の服務上の取扱いを表 5.1 のとおり定める。

表 5.1 職員の服務上の取扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	服務上の取扱い	備考 (法令上の対応等)
新型インフルエンザ等様症状あり	—	入院、外出自粛または自宅療養（検疫時においては隔離又は停留）又は宿泊施設待機要請)	①診断あり： 病気休暇 ②その他： 年次休暇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者：感染症法第 19 条に基づく知事の入院勧告（措置）</li> <li>検疫時においては、検疫法第 14 条第 1 項第 1 号に基づく隔離又は同条同項第 2 号に基づく停留又は検疫法第 16 条の 2 第 1 項に基づき宿泊施設待機要請)</li> <li>濃厚接触者：感染症法第 44 条の 3 に基づく知事の外出自粛要請</li> </ul>
新型インフルエンザ等様症状なし	患者と対話ができる距離での接触あり（濃厚接触者）	外出自粛（検疫時においては停留された場合の取扱い）健康監視、停留又は居宅等又は宿泊施設待機要請)	①濃厚接触者として外出自粛要請（又は停留の措置）を受けている場合： 特別休暇 ②その他： 年次休暇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法第 44 条の 3 に基づき、国や県が外出自粛要請を行う（検疫時においては、検疫法第 18 条及び感染症法第 15 条の 3 に基づき健康監視又は検疫法第 14 条第 1 項第 2 号に基づき停留）又は検疫法第 16 条の 2 第 2 項に基づき居宅等又は宿泊施設待機要請)</li> </ul>
	なし	学校・保育施設、在宅介護サービスの休業等への対応	年次休暇等 職務命令による テレワーク	

※1：「年次休暇等」とは、勤務時間条例の第 9 条（年休）、第 16 条 1 号（感染症法による交通遮断）等をさす。

※2：感染期における取扱いの詳細等については、必要に応じて別途示す場合がある。

### 5.4 基幹システムの維持

#### (1) 平時（準備期）における基幹システム整備等

情報基盤整備課では、基幹システム（ネットワーク基盤、メール、CORAL21、一括調達 PC 及び一括調達プリンタ（ネットワークにつながっているもの）、沖縄県ホームページ）を維持するために、次のような対策を進めている。

より具体的な対策の検討、実行等は、今後、関係部署等で推進する必要がある。また、各課が所管する情報システムは、各課で維持管理する必要がある。

#### 【基幹システムの洗い出し】

- 優先度を把握している（対象システム、関連業務、利用者・対象者等）
- 脆弱性を把握している(代替性の有無、システム等の設置場所、保守・管理体制(委託者の状況)等)

#### 【委託先等への要請】

- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対応について、委託先等と協議し、取り決めている。
- 感染拡大によるオペレーター、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービス等が不足しないように、委託先の体制整備を要請している（感染対策、バックアップ体制や交替勤務体制の整備等）。

#### 【アクセス数増加への対応】

- 県民の不安が高まり、県ホームページ等へのアクセス数の増加に備え、システム障害等の発生の可能性を検討し、対応体制を構築している。

#### 【テレワーク環境の整備】

- 人事課は、モバイル PC やチャットツール等、テレワークの実施に必要となる環境の整備を行っている。

#### 【DX 化の推進】

- デジタル社会推進課においては、平時より行政手続きのオンライン化や AI・RPA の活用促進による業務効率化等の DX 化を推進している。

### (2) 新型インフルエンザ等発生時（初動期～対応期）における基幹システム維持等

新型インフルエンザ等が発生した場合、各課は、情報収集、県民や事業者、関係機関等への情報発信を行う。また、新型インフルエンザ等対応業務、継続業務に区分された業務を継続しているため、情報基盤整備課は、感染症まん延期であっても基幹システムの維持を行う。

新型インフルエンザ等発生時には、テレワークやテレビ会議・WEB 会議の利用も肝心となるため、情報基盤整備課はマニュアル交付等、職員がテレワーク等を利用する際のサポートを行う。

## 5.5 物資及びサービスの確保

---

各課は、新型インフルエンザ等発生時においても新型インフルエンザ等対応業務、継続業務に区分された業務を継続している。

本庁舎においては、各課の業務の継続に不可欠な物資及びサービス（庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等）を確保するために、次のような対策を進めている。

より具体的な対策の検討、実行等は、今後、関係部署等で推進する必要がある。また、出先の施設に関しては、本庁舎の例を参考に所管部署で検討する必要がある。

**【物資・サービスの洗い出し】**

- 新型インフルエンザ等の発生時においても継続して確保する必要がある物資・サービス、提供事業者を選定している。

**【備蓄の推進】**

- 業務の継続に不可欠な物資について、備蓄方針を定め、計画的に備蓄を進めている。

**【委託先等への要請等】**

- 物資・サービスを提供する事業者に対して、業務継続に向けた協力を要請している（感染対策、県内感染期でも物資・サービスを継続して提供できる体制の整備等）。
- 業務継続が難しい事業者の代替策について検討している。

## **5.6 不特定多数の人が集まる施設の運営**

---

不特定多数の人が出入りする県有施設は、新型インフルエンザ等発生時の予防・まん延防止の観点から、必要に応じて施設を閉鎖（施設によってはその一部を閉鎖）するなど、国の基本的対処方針を踏まえ、県対策本部でその運営方針を定める。

### **(1) 不特定多数の人が出入りする県有施設の把握**

県対策本部では、不特定多数の人が出入りする県有施設を把握し、施設に対して来所者を制限する指示が出せるようにしておく。

（不特定多数の人が出入りする県有施設一覧は資料編参照）

### **(2) 施設の閉鎖時期の要請等**

新型インフルエンザ等の発生状況、病原性等の情報を基に、施設を閉鎖する時期等について対策本部で判断し、協力要請を行う（民間施設及び県有施設共に協力要請する）。

また、緊急事態宣言が発令された場合には、対象となる民間施設及び県有施設の使用制限を要請する。

## 6. 維持・管理

---

### 6.1 関係機関との調整

---

本計画について、業務遂行上関係のある府省庁、地方公共団体等との連携を確保し、積極的に調整を行う。

### 6.2 教育・訓練

---

#### (1) 教育

新型インフルエンザ等対策に対する職員の意識を高め、的確な行動がとれるよう、新型インフルエンザ等に対する正しい知識を職員に教育・周知する。

##### ① 基礎知識の習得

新型インフルエンザ等の基礎知識、職場で実施する感染対策の内容、本人や家族が発症した際の対応等を教育・周知する。

##### ② 感染対策に関する確認

マスク・手袋等の着用の仕方・捨て方、正しい手洗い・うがい・消毒の仕方、出勤時の体温測定等を確認する。

##### ③ 職場内で発症者が出た場合の対応確認

誘導等の処置の仕方、関係先への連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等を確認する。

#### (2) 訓練

継続業務等を円滑に行えるように訓練を行う。

##### ① 新型インフルエンザ等対策本部の立ち上げ訓練

迅速な招集、本部設置場所の確認及び必要資器材の準備、関係先との情報連絡等、新型インフルエンザ等対策本部立ち上げの具体的活動の流れを確認する。

##### ② 机上訓練

県内発生早期から県内感染期に進展、職員が発症など複数の状況を設定して、発生段階における具体的対応を机上で確認する。

##### ③ 代替要員による業務の継続訓練

管理職員、職員の発症等を想定して代替要員による業務の手順確認を行う。

##### ④ クロストレーニング

職員が複数の継続業務を実施できるように日常的にトレーニングを行い、欠勤者の代替要員を育成する。

### 6.3 見直し

---

感染症BCPの策定後、実効性を維持・向上させる観点から、次に示すような場合に感染症BCPの見直し、修正を行う。

- ① 新型インフルエンザ等や感染対策等に関する新たな知見が得られた場合
- ② 国の新型インフルエンザ等に関する計画やガイドラインに変更が生じた場合
- ③ 「沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画」等の変更が行われた場合
- ④ 組織改正や業務内容に変更があった場合
- ⑤ 訓練等を通じて課題が明らかになった場合 等

